

中国会計税務実務

2020年第12号

今回のテーマ：精算・記帳・ファイリングに必要な電子会計証憑の規範化に関する通知（財会

[2020]6号）

電子商取引の発展・推進に伴い、電子発票、財政電子証憑、電子旅客券、電子旅程表、電子税関専用納付書、銀行電子領収書などの電子会計証憑はますます増加している。そこで、電子商取引や電子行政の発展に適応し、精算・記帳・ファイリングに必要な電子会計証憑を規範化するために、関連法律及び行政法規に基づき、以下の通り通知する。

主な内容：

- 電子会計証憑とは、外部から受領する電子発票、財政電子証憑、電子旅客券、電子旅程表、電子税関専用納付書、銀行電子領収書などの電子会計証憑をいう。
- 適法性と真実性を備えた電子会計証憑は紙の会計証憑と同等の法的効力を有する。
- 法律や行政法規で別途規定のある場合を除き、次の条件を同時に満たす場合、会社は精算・記帳・ファイリングにおいて電子会計証憑のみを使用することができる。
 - (1) 受領した電子会計証憑の適法性・真実性が確認できる。
 - (2) 電子会計証憑の送付や保存については安全性及び信頼性を備えており、電子会計証憑に対する改ざんについては適時に発見することができる。
 - (3) 会計ソフトが電子会計証憑及びその元データを正確、完全かつ有効に受信し読み取ることができ、また国の統一の会計制度に基づき会計処理ができるほか、国家書類行政管理部門の規定に従い、電子会計証憑及びその元データの出力ができ、稟議や承認などの有効的なプロセスを通じ電子会計証憑を重複して使用することを効果的に防止することができる。
 - (4) 「会計書類管理弁法」（財政部国家書類局令第79号）の要求に従って電子会計証憑のファイリング及び管理ができる。

お見逃しなく：

- 情報化を強化し、適時に会計ソフトのアップグレードを行い、電子書類管理を実施・整備することで、関連法律及び行政法規の規定に従い電子会計証憑を使用及び保管することが可能となる。
- 電子会計証憑を取得したものの、電子化精算・記帳・ファイリングの要件を備えていない会社は、出力した電子会計証憑を保管するだけでなく、電子会計証憑と関連会計書類を検索できる機能を速やかに備えなければならない。
- 書類管理規定要件を満たす電子会計書類は紙の書類と同等の法的効力を有する。そのため法律や行政法規で別途規定のある場合を除き、電子会計書類は印刷することは要しない。

以上



致同（GT 中国）は、中国国内において日系企業向けの専門サービス部門として、GT 日本と共同で日本デスクを展開しています。日中共同の日本デスクとして、現地の日系企業様の立場に立ってサービスを提供してまいります。

お問い合わせ: Japan@cn.gt.com